

別添 2－1

長野県企業局電力の県庁舎への P P A 需給管理等業務仕様書（案）

【詳細は別途協議】

第 1 総則

1 定 義

- (1) 需要者 長野県知事
- (2) ベース供給 通告型分割供給により長野県庁舎に自己託送すること。
- (3) 需要追従供給 ベース供給（通告値によるもの）を除き、長野県庁舎に需要電力を供給すること。
- (4) 需給管理等 需要追従供給を行うため、受託者が 3 の業務その他必要な業務を行うこと。
- (5) P P A 需要追従供給のうち電源が非 F I T 及び F I P 電力（以下「非 F I T 等企業局電力」という。）であるもの

2 委託者から受託者への P P A 電源の供給等の条件

- (1) 委託者は、需要者が管理する長野県庁舎の総需要電力のうちの一部を通告値により自己託送（ベース供給）する。この場合において、委託者は、P P A による長野県庁舎への需要追従供給の 30 分電力量が、本契約の契約電力（予備電力）の 2 分の 1 を上回らないよう、ベース供給量の維持に努める。
- (2) 委託者は、ベース供給に関して電力広域的運営推進機関に提出する発電販売計画及び分割供給通告値による電力量を優先的に確保する。
- (3) 委託者は、別に契約するところにより、受託者が P P A に用いるための非 F I T 等企業局電力（送電による損失率分の電力を含む。）を無償で受託者に供給する。

3 受託者の需給管理等業務の実施方法

- (1) 受託者は、需要者が管理する長野県庁舎に P P A を優先して需要追従供給を行う。
- (2) (1) の場合において、受託者は、2 (1) のベース供給及び 2 (3) で供給された非 F I T 等企業局電力量により 30 分単位で長野県庁舎の需要電力量を賄える時はアの措置を、賄えない時はイの措置をとる。ただし、一般送配電事業者との契約電力（kW）又は予備電力の契約電力（kW）の 2 分の 1 の電力を上限とする。
 - ア 需要電力量の全量について P P A を行うこと。
 - イ 需要電力量のうち可能な最大の電力量について P P A を行うこと。
- (3) (2) の場合において、受託者は、非 F I T 電力を優先的に充当し、不足する場合は F I P 電力を充当する。
- (4) 受託者は、(1) の需要追従供給を行うに当たり、2 (1) のベース供給及び 2 (3) で供給された非 F I T 等企業局電力量では長野県庁舎の需要電力量に不足する時は、不足する電力量を別途調達するものとする。
- (5) 受託者は、(1) から (4) までの需要追従供給の実施に当たっては、需要者の承諾を得ること等のため、「別添 2－4 長野県企業局電力の県庁舎への P P A に関する 3 者契約書（案）」を協議の上、締結すること。

4 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 31 日 24 時まで

第2 発電所、需要施設及び電力量概要

- 1 P P A等に係る発電所、需要施設及び電力量等については、別表のとおりとする。
- 2 奈良井発電所の運転停止等
奈良井発電所は、令和8年8月31日から運転を停止する予定であることに留意すること。

第3 需要施設概要

- 1 需要施設諸元
 - (1) 供給場所 長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）
（長野市大字南長野字幅下 692-2）
 - (2) 用 途 官公所（事務所）
- 2 需要施設の仕様
 - (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流3相3線方式
 - イ 標準電圧 6,600V
 - ウ 計量電圧 6,600V
 - エ 需要施設受電電気方式（受電電圧） 高圧
 - オ 標準周波数 60Hz
 - カ 受電方式 本線・予備線受電（2回線受電）
 - キ 非常用自家発電設備 有（起動時の瞬時連系）
 - (2) 契約電力等
 - ア 契約電力
 - (ア) 一般送配電事業者との契約電力
ベース供給 800kW、需要追従供給（P P A）1,650kW とする。
（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
 - (イ) 本契約に係る契約電力
ベース供給 800kW、需要追従供給（P P A）850kW とする。
 - イ 予備電力
 - (ア) 一般送配電事業者との契約予備電力（予備送電サービスB）
ベース供給 800kW、需要追従供給（P P A）1,650kW とする。
（予備電線路については、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給電圧と同位の電圧で需要者が必要とする電力を供給する。）
 - (イ) 本契約に係る契約予備電力
ベース供給 800kW、需要追従供給（P P A）850kW とする。
 - (3) 電力量の検針
 - 自動検針装置 設置可
 - 電力会社の検針方法 自動
 - 検針日 各電力使用月の翌月の初日
 - (4) 需給地点
長野県庁高圧受電用引込第1柱へ設置されている柱上負荷開閉器の1次側端子
 - (5) 保安責任分界点
需給地点に同じ

- (6) 財産分界点
需給地点に同じ

3 力率等

- (1) 力率は、その1月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
単位は、パーセントとし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとする。)
平均力率の算定方式は以下のとおりとする。
$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}}$$

なお、その際の有効電力量及び無効電力量は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。
- (2) 力率保持のため自動力率調整装置を設置している。
- (3) 契約期間中の予定平均力率は99パーセントとする。
- (4) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

第4 その他

1 非需要追従供給（通告型）の運用

- (1) 非需要追従供給（通告型）を行うに当たり、委託者、需要者及び中部電力パワーグリッド株式会社との間における必要な事務手続に協力すること。
- (2) 予定ベース供給電力量等は別表のとおりとし、増減が見込まれるときは事前に受託者に通告するものとする。
- (3) 非需要追従供給（通告型）の運用に当たり、受託者は、電力広域的運営推進機関送配電等業務指針（平成27年4月28日経済産業大臣認可施行）第138条の規定により委託者が電力広域的運営推進機関に提出するベース供給に係る需要調達計画等の作成に協力すること。

2 その他

- (1) 力率の変動及びその他の原因による電気料金の調整及び本仕様書に定めのないその他の供給条件については「中部電力ミライズ株式会社基本契約要綱（高圧）」（2025年4月1日実施）による。
- (2) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合の体制を確保し、あらかじめ連絡先等が記載された体制表を提出すること。
- (3) 長野県庁舎では自家消費用の太陽光発電設備（設備容量70kW）が稼働中であることに留意すること。
- (4) 受託者は、需要追従供給を行うため、需要者と電気事業法の小売供給契約等必要な契約を行うこと。

仕様書別表（第2関係）

1 発電所、需要施設及び電力量概要

区分	自己託送（ベース供給）	P P A（需要追従供給）
1 長野県企業局発電所	奥裾花発電所、奥木曾発電所、松川ダム発電所及び奈良井発電所の全部又は一部	小渋第1発電所、小渋第2発電所、裾花発電所、菅平発電所、奥裾花発電所、大鹿発電所、奥木曾発電所、大鹿第2発電所、松川ダム発電所、奈良井発電所及び与田切発電所の全部又は一部
2 計画送電電力量 （送電による損失率分を含む。）	2,951 千kWh	1,609 千kWh
	送電電力量合計 4,560 千kWh	
3 需要施設 （供給場所）	長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟及び西庁舎）	
4 需要施設受電電気方式（受電電圧）	高圧 6,600 V	
5 一般送配電事業者との契約電力 （契約予備電力）	800 kW (800 kW)	1,650 kW (1,650 kW)
6 本契約の契約電力 （契約予備電力）	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)
7 流通費用調整額の精算の算定基準電力 （予備電力）	800 kW (800 kW)	850 kW (850 kW)
8 計画需要電力量	2,843 千kWh	1,550 千kWh
	需要電力量合計 4,393 千kWh	

（注） 5の一般送配電事業者との契約予備電力は、「予備送電サービスB」であること。

2 計画送電電力量及び計画需要電力量

(単位：千kWh)

年 月	発電側			需要側
	自己託送に係る 発電所及び計画 送電電力量	P P Aに係る発電 所及び計画送電電 力量	送電電力量合計	自己託送及 びP P Aに 係る需要施 設及び計画 需要電力量
	奥裾花発電所、 奥木曽発電所、 松川ダム発電所 及び奈良井発電所 の合計	小渋第1発電所、小渋第2発電所、裾 花発電所、菅平発電所、奥裾花発電 所、大鹿発電所、奥木曽発電所、大鹿 第2発電所、松川ダム発電所、奈良井 発電所及び与田切発電所の合計		長野県庁舎 (本館、議 会棟、議会 増築等及び 西庁舎)
令和8年4月	224 [233]	100 [104]	324 [337]	324
5月	209 [217]	104 [108]	313 [325]	313
6月	233 [242]	129 [134]	362 [376]	362
7月	296 [307]	137 [142]	433 [449]	433
8月	290 [301]	188 [195]	478 [496]	478
9月	250 [260]	165 [171]	415 [431]	415
10月	223 [231]	86 [89]	309 [320]	309
11月	216 [224]	93 [97]	309 [321]	309
12月	234 [243]	123 [128]	357 [371]	357
令和9年1月	238 [247]	141 [146]	379 [393]	379
2月	193 [200]	165 [171]	358 [371]	358
3月	237 [246]	119 [124]	356 [370]	356
合 計	2,843 [2,951]	1,550 [1,609]	4,393 [4,560]	4,393

(注) 1 [] は、送電による損失率分を含む電力量

2 奈良井発電所は、令和8年8月31日に運転を停止する予定